

第三十四号議案

江戸川区立障害者就労支援センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年六月二十三日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立障害者就労支援センター条例の一部を改正する条例
江戸川区立障害者就労支援センター条例（平成十七年三月江戸川区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条を第十七条とし、第十三条の次に次の三条を加える。

（就労支援センターの管理）

第十四条 就労支援センターの管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、区長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第十五条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第三条に規定する事業の実施に関すること。
 - 二 就労支援センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務
- （指定管理者の指定等）

第十六条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮し

て、就労支援センターの設置目的を最も効果的に達成できる能力を有している
と認められた者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を得て指定管理者
を指定するものとする。

付 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十四条を第十七
条とし、第十三条の次に三条を加える改正規定（第十六条に係る部分に限る。）
は、公布の日から施行する。

（説明）

江戸川区立障害者就労支援センターの管理について、指定管理者による管理が
行えるようにするため、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う業務の範囲
等を定める必要があるので、本案を提出いたします。